

技術情報

壽化工機株式会社 技術本部

名古屋市瑞穂区豊岡通1-14

TEL 052-853-2361

FAX 052-853-3701

水質汚濁防止法の改正（測定結果の記録と保存）

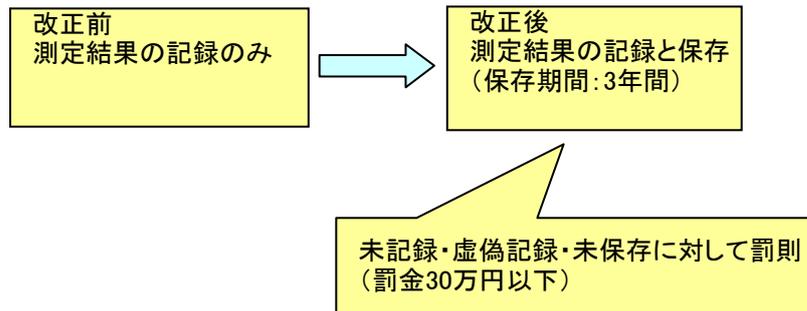
昨今、一部の事業者において排水の測定結果を改ざんする等の不適切事案が発生していることなどから大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成22年5月10日に公布され、水質汚濁防止法(以下「法」という)については以下の事項等が改正されました。

- ① 排水基準が適用されている事業者は、排水水等の測定義務が課せられ、排水水等の測定結果の「未記録・虚偽記録・未保存」に対する罰則の創設(法第14条・法第33条)
- ② 新たに52物質等を「指定物質」と規定し、指定物質の流出事故時の応急措置、知事への届出等を義務付け(法第14条の2)

法律の改正： 平成22年5月10日公布
平成23年4月1日 改正法の施行

1. 法改正の概要

(1) 排水水の測定義務が以下のように改正されました。



(2) 排水水の汚染状態の測定結果の記録と保存について改正点を以下の表に示します。特に、注意が必要な項目は、測定頻度が1年を超えない期間ごとに1回以上と規定されていますが、地方自治体により測定頻度等を上乘せ条例で定めることができます。

※下線部： 測定間隔が1年以内の間に1回以上測定することとする

表1 法改正の測定結果の記録と保存

測定項目	水質汚濁法届出書「排水水の汚染状態」の記載項目
測定頻度	1年を超えない期間ごとに1回以上 (温泉旅館については軽減措置あり)
測定時期	汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻
記録の保存期間	3年間
その他	地方自治体は測定頻度等を上乘せ条例で規定できる
保存義務対象	①分析を外部に委託した場合 水質測定記録表(法施行規則様式第8)、計量証明書
	②自社分析の場合 水質測定記録表(法施行規則様式第8) 結果の計算に使用した資料(測定方法、試料名、検量線等) 測定野帳チャート類(機器測定条件、クロマトグラフ、出力値)

(3) 事故時における措置対象が以下のように改正されました。

- ① 改正後の水質汚濁防止法により、事故時の措置においては、これまでの特定施設や貯油施設等における事故時に加え、「指定施設」における事故時においても応急措置と届出の義務が課せられることになった。(表2参照)
- ② 「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び指定物質を製造・貯蔵・使用・若しくは処理する施設と規定された。(法第2条)
- ③ 指定物質(52物質)とは、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令(施行令第3条の3)で定めるもの。

表2 対象物質と施設の関係及び、水質汚濁防止法における事故時の措置について

施設	物質		
	有害物質	指定物質	油
特定施設※	製造、使用、処理	—	
指定施設	貯蔵、使用	製造、貯蔵、使用、処理	
貯油施設等			貯蔵、処理

今回新たに事故時措置の対象となった項目

※「特定施設」とは、有害物質または生活環境項目として規定されている項目を含む汚水または廃液を排出する施設と規定されています。(法第2条)

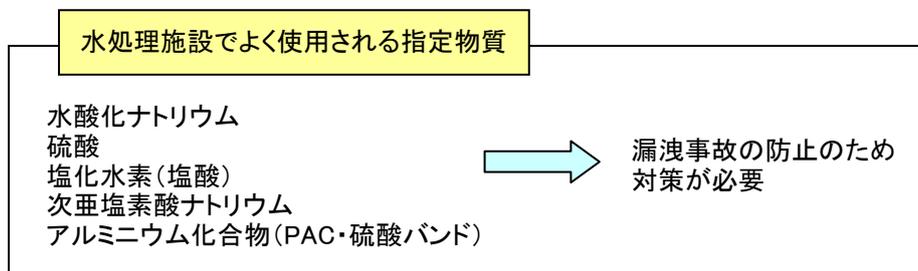


表3 想定される事故の種類と措置の必要性

事故の種類	事故時の措置を講ずる必要性
施設の破損(老朽化・自然災害)等による漏洩に続く放流	○
人為的な操作ミス等による放流	○
爆発や火災による物質の飛散、引火	○
意図的な放流	×(※)

(※) 原則として他法令等で対応

2. 取扱い品目(水処理全般)

水処理に関する御問い合わせは下記URL又はTEL/FAXにてお気軽に御連絡下さい。

<http://www.kotobuki-grp.com>

「壽化工機」で検索頂いても表示されます。

指定物質とその選定条件

(技008号-排05)2/3 2011年4月1日

番号	物質名	選定条件			
		要監	水道	水目	事故
1	ホルムアルデヒド				
2	ヒドラジン				事故
3	ヒドロキシルアミン				事故
4	過酸化水素				事故
5	塩化水素				事故
6	水酸化ナトリウム				事故
7	アクリロニトリル				事故
8	水酸化カリウム				事故
9	塩化ビニルモノマー	環境	要監		
10	アクリルアミド				事故
11	アクリル酸				事故
12	次亜塩素酸ナトリウム				事故
13	二硫化炭素				事故
14	酢酸エチル				事故
15	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)			水目	
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	環境	要監	水道	
17	硫酸				事故
18	ホスゲン				事故
19	1,2-ジクロロプロパン		要監		
20	クロルスルホン酸				事故
21	塩化チオニル				事故
22	クロロホルム		要監	水道	事故
23	硫酸ジメチル				事故
24	クロルピクリン				事故
25	ジクロロボス(DDVP)		要監	水目	
26	エストックス(ESP)				事故
27	1,4-ジオキサン	環境		水道	
28	トルエン		要監	水目	事故
29	エピクロロヒドリン		要監		
30	スチレン				事故
31	キシレン		要監		事故
32	p-ジクロロベンゼン		要監		
33	フェノブカルブ(BPMC)		要監	水目	
34	プロピザミド		要監	水目	
35	クロロタロニル(TPN)		要監	水目	
36	フェニトロチオン(MEP)		要監	水目	
37	イプロベンホス(IBP)		要監	水目	
38	イソプロチオラン		要監	水目	
39	ダイアジノン		要監	水目	
40	イソキサチオン		要監	水目	
41	クロルニトロフェン(CNP)		要監	水目	
42	クロルピリホス				事故
43	2-エチルヘキシル		要監	水目	
44	アラニカルブ				事故
45	クロルデン				事故
46	臭素				事故
47	アルミニウム及びその化合物			水道	水目
48	ニッケル及びその化合物		要監	水目	
49	モリブデン及びその化合物		要監		
50	アンチモン及びその化合物		要監	水目	
51	塩素酸及びその塩			水道	事故
52	臭素酸及びその塩			水道	事故

環水:環境基準(生活環境項目のうち水性生物の保全に関するもの)

要監:要監視項目、水道:水道水質基準 水目:水道水質基準(水質管理日目標設定項目)

事故:水質事故事例